

改正後	改正前
<p>1 (略)</p> <p>2 第3条関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 附則第3項によって廃止前の鉄道運転規則（第1条、第4条から第6条まで（線路、電力設備及び運転保安設備の保全に係る部分に限る。）、第8条第1号及び第3章第1節から第3節までを除く。）を準用する<u>新設軌道等の軌道経営者</u>は、廃止前の鉄道運転規則第4条によって細則を定め、同規則第5条の2によって地方運輸局長に届け出ることとなるが、この場合、地方運輸局長は、当該細則を添付の上<u>国土交通大臣</u>に報告すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 第4条関係</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 運転取扱心得は、<u>軌道運転規則</u>の条文を適宜織込み、従事員の業務上の指針は心得のみで足りるように制定する。</p> <p>3の2～13 (略)</p> <p>14 第22条の2関係</p> <p>(1) 第22条の2に規定する「その他やむを得ない事由」には、<u>次に掲げる場合を含むものとする。</u></p> <p>イ 事故等により物理的に検査ができない場合</p> <p>ロ 他の箇所が発生した事故等により、検査を中止して対応する必要がある場合</p> <p>ハ <u>施設の保守その他これに類する作業を行う係員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症の感染又は感染者との濃厚接触の疑い等によりこれらの作業に従事することができない場合</u></p> <p>(2) (1)ハの場合において、やむを得ず施設の検査を延期するときは、次のとおり取り扱うものとする。</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 第3条関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 附則第3項によって廃止前の鉄道運転規則（第1条、第4条から第6条まで（線路、電力設備及び運転保安設備の保全に係る部分に限る。）、第8条第1号及び第3章第1節から第3節までを除く。）を準用する<u>新設軌道等経営者</u>は、廃止前の鉄道運転規則第4条によって細則を定め、同規則第5条の2によって地方運輸局長に届け出ることとなるが、この場合、地方運輸局長は、当該細則を添付の上<u>運輸大臣</u>に報告すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 第4条関係</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 運転取扱心得は、<u>運転規則</u>の条文を適宜織込み、従事員の業務上の指針は心得のみで足りるように制定する。</p> <p>3の2～13 (略)</p> <p>14 第22条の2関係</p> <p>(1) 第22条の2に規定する「その他やむを得ない事由」には、事故等により物理的に検査ができない<u>場合</u>、他の箇所が発生した事故等により、検査を中止して対応する必要がある場合<u>等が含まれる。</u></p>

<p>イ <u>前回の検査実施日からの検査の間隔は、安全確保の観点から、軌道運転規則別表上欄に掲げる検査の周期の区分に応じた検査の時期のうち、最長の検査の間隔を超えないこと。</u></p> <p>ロ <u>外気温の影響を受けるレールの遊間検査や季節により漏水状況が異なるトンネル検査など、検査の時期が定められている施設については、その時期を逸することがないように対応すること。</u></p> <p>ハ <u>延期して実施した検査の次回以降の検査については、従来の検査の時期に実施すること。</u></p> <p>(3) 第22条の2の規定により検査を延期した場合は、その事由を記録すること。</p> <p>15 第23条関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 橋りょう、トンネルその他の線路建造物の変状記録は、当該建造物の変状履歴が把握できるよう保存すること。なお、<u>10(4)及び11</u>の取扱いによるトンネルの検査の結果は、変状展開図等に記録し、検査の都度これを修正すること。</p> <p>16～19 (略)</p>	<p>(2) 第22条の2の規定により検査を延期した場合は、その事由を記録すること。</p> <p>15 第23条関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 橋りょう、トンネルその他の線路建造物の変状記録は、当該建造物の変状履歴が把握できるよう保存すること。なお、<u>9(4)及び10</u>の取扱いによるトンネルの検査の結果は、変状展開図等に記録し、検査の都度これを修正すること。</p> <p>16～19 (略)</p>
--	--